

米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成30年11月28日～平成30年12月27日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 6通
4. 頂いた意見・情報及び食品安全委員会の回答

	頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
1	<p>山本委員の説明スライド28 「食肉処理に関したリスク」に係る措置の点検結果で紹介されたように機械的回収肉の製造は、アイルランドで禁止されているが、米国、カナダでは禁止されていない。</p> <p>機械的回収肉は、骨肉分離機（肉のついた骨を粉碎・圧搾する機械）に肉片の残った骨をいれ、ひき肉状の肉と骨に分離したひき肉状の肉です（全国農業協同組合連合会のHPより）。感染の危険のある部分が混ざる危険性があります。</p> <p>米国、カナダでは、機械的回収肉の日本向け輸出は認められていないとされているが、食肉処理過程での</p>	<p>御提案の表示義務化については、具体的なリスク管理措置に関わる内容であることから、リスク管理機関にお伝えいたします。</p> <p>なお、機械的回収肉については、アイルランドを含むEUでは製造自体が禁止されていますが、米国及びカナダでは、PrP^{Sc}への汚染のおそれがある30か月齢以上の牛の頭蓋骨及び脊柱（背根神経節を含む。）を使用禁止とした上で製造が認められています。また、日本向けの輸出は認められていません。</p> <p>※食品安全委員会は、食品健康影響評価（案）に関するリスクコミュニケーションを東京及び大阪で開催いたしました。資料は以</p>

	<p>機械的回収肉の混入や人為的分別ミスが危惧されます。そこで、機械的回収肉フリーの表示義務化を徹底することを提案します。</p>	<p>下のURL http://www.fsc.go.jp/koukan/dantai_jisseki.html から御覧いただけます。</p>
2	<p>(1)米国、カナダの飼料規制について懸念がある。米国、カナダの飼料規制は OIE 基準に準拠しているものの、反すう動物由来の肉骨粉と豚・鶏由来の肉骨粉が交差汚染を起こすリスクがある。そのリスクに関する評価を厳密にすべきである。</p> <p>(2)食品安全委員会の今回の報告書</p>	<p>①食品安全委員会は、評価に当たり、国内の健康と畜牛のBSE検査の廃止に関する評価の点検項目等と同様に、飼料規制の内容のみならず、レンダリング施設、飼料工場等の交差汚染防止対策及び監視体制等、並びにSRMの利用実態について点検を行いました。</p> <p>その結果、米国及びカナダでは、禁止物質を扱っていない又は取扱い設備の分離等がなされており、禁止物質等混入事例は過去8年間でそれぞれ1例のみであり、いずれも改善措置が講じられています。また、30か月齢超の脳・脊髄を含むCMPAF（米国）及びSRM（カナダ）の飼料利用は禁止されています。</p> <p>これらの規制状況に加え、BSEの発生状況も踏まえ、食品安全委員会は、両国における飼料規制を含む「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断しました。</p> <p>②今回の評価は、各国における現在</p>

	<p>は、「現在実施されているリスク管理措置を前提」にしている。そのため、食品安全委員会は、リスク管理機関に対して、各国の飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去の規制状況を継続的に情報収集することを求めている。したがって、食品安全委員会は、各国の飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去の規制状況をリスク管理機関が継続的に情報収集した結果を、定期的に報告を得るようすべきである。</p>	<p>のリスク管理を踏まえて行ったものです。そのため、食品安全委員会は、リスク管理措置の状況を、リスク管理機関が、継続的に収集する必要があると考えています。リスク管理機関が収集した結果については、今回も、食品安全委員会への報告を依頼することといたします。</p>
3	<p>月齢撤廃については、TPP 個別交渉の中ですでに米国側から提案されており、それを前提にすでに国内検査を48カ月齢まで緩和した経緯があります。今回の月齢撤廃は、米国政府・産業界の圧力に屈した政治的な決定であり、認めることはできません。</p> <p>なぜならば米国産牛に関しては昨年、今年と連続してBSE牛を確認しており、とても安全とは言える状況にはないからです。また米国の畜産業は、肉骨粉等の飼料としての給与を禁止する飼料規制に問題があり、</p>	<p>①今回の評価は、平成23年11月に厚生労働省から評価依頼を受けて行ったものです。</p> <p>食品安全委員会は、国民の健康保護が最も重要であるとの基本的認識の下に、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を実施しており、今回の評価も例外ではありません。</p> <p>②米国におけるリスク管理措置の点検結果及びカナダからの輸入牛での事例を除き、これまで確認されたBSEは全て非定型BSEであることを踏まえ、米国における飼料規制及びサーベイランスを含む「生体牛のリスク」に</p>

<p>検査体制や特定危険部位の除去がずさんであることはかねてから指摘されていたことであり、改善されたということも確認されていません。</p> <p>日本を含め先進国の間では、BSE問題は終わったものであり貿易を優先すべきだという流れになっていますが、これは消費者の安全性をないがしろにするものでしかありません。今回の米国産牛の月齢撤廃を撤回することを求めます。</p>	<p>かかる措置が定型 BSE の発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断しました（評価書 P68 に記載）。</p> <p>なお、非定型 BSE については、適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取に由来する非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと判断しています（評価書 P23 に記載）。</p> <p>また、米国における SRM 除去を含む「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断しました（評価書 P69 に記載）。</p> <p>以上から、最新の科学的知見も踏まえ、食品安全委員会は、米国から輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断しました。</p> <p>③ ①でお答えしたとおりです。</p> <p>なお、今回の評価において、食品安全委員会は、リスク管理措置の状況を、リスク管理機関が、継続的に収集する必要があると考えています。</p>
<p>4</p>	<p>米国産牛肉等の月齢規制撤廃に反</p>

<p>対します。</p> <p>食品安全委員会が11月に公表した評価書では、現在実施されているリスク管理措置（米国でのBSE対策）として飼料規制、サーベイランス（BSE感染牛がどれくらいいるかを調べる抜き取り調査）、と畜前検査（牛が歩行困難かどうかをチェックするもの）及びSRM（異常プリオンがたまりやすい、頭部・扁桃・せき髄・せき柱・小腸の一部を特定危険部位という）除去の規制が行われていることが前提である、と述べています。</p> <p>米国では牛の肉骨粉を豚や鶏の餌に利用してもよいとされています。頭数も多いこともあって全頭検査は行われていません。と畜前検査の杜撰さもこれまでいくつも指摘されています。SRMの除去は30カ月齢以上の牛のものに限定され、すべての牛のSRMを規制する日本に比べ甘くなっています。日本では牛のトレーサビリティが徹底され、10桁の番号の耳標をすべての牛につけその素性がわかるようになってい</p> <p>ます。</p>	<p>①米国におけるBSE対策については、3-②でお答えしたとおりです。</p> <p>なお、御指摘のBSE対策に関する日米の違いのうち、全頭検査については、日本でも廃止されており、また、SRMの範囲については、米国が定めるSRMは、日本とほぼ同じものとなっています。</p> <p>また、米国における牛の月齢の確認は、歯列判定等によって行われており、2013年2月以降、米国から輸入されている牛肉等については、当該方法によって確認されています。</p>
---	---

<p>日米のこうした違いを含め、BSE対策の現状を日本政府は米国に行きしっかりチェックすべきですが、今回はそれも行われていません。</p> <p>今回の食品安全委員会による評価は、2019年1月以降に日米で行われる貿易交渉で米国の要求の一つである、米国産牛肉の輸入条件撤廃に応える環境整備ともなっています。</p> <p>牛のBSE検査などについて、月齢規制をなくすことになると、未だにBSE発生が確認され、また飼料規制も問題があるとOIE（国際獣疫事務局）の専門家会合でも指摘されている米国産牛のリスクに日本の消費者がさらされます。</p> <p>米国産牛肉及び牛の内臓に関する</p>	<p>②頂いた御意見は、リスク管理に関わる内容であることから、リスク管理機関にお伝えいたします。</p> <p>③ 3-①でお答えしたとおりです。</p> <p>④米国でBSE症例の発生が確認されていることについては、3-②でお答えしたとおりです。</p> <p>食品安全委員会は、米国における飼料規制を含む「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断しました。</p> <p>なお、米国の飼料規制については、2013年のOIEの「BSEに関するアドホックグループ」において指摘がありましたが、これらの指摘も踏まえた上で、科学委員会において「無視できるBSEリスクの国」に認定できると判断されたものと承知しております。</p> <p>⑤食品安全委員会は、米国、カナダ</p>
--	--

	<p>規制での月齢規制撤廃には反対しません。</p>	<p>及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断しました。</p>
5	<p>輸入牛肉の年齢制限撤廃をやめてください。</p>	<p>頂いた御意見は、リスク管理に関わる内容であることから、リスク管理機関にお伝えいたします。</p> <p>なお、食品安全委員会は、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断しました。</p>
6	<p>評価書案では「本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。」や「そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及び SRM 除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。」あるいは「適切なと畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在の SRM の除去によって、」のような評価がされています。つまり、ある前提条件のもとではリスクはほとんどないと結論づけられています。</p> <p>しかしながら「リスク管理措置の前提」が崩れたり、「規制状況の情報</p>	<p>【前提条件が崩れた場合のリスクについて】</p> <p>今回の評価は、各国における現在のリスク管理を踏まえて行ったものです。そのため、食品安全委員会は、リスク管理措置の状況を、リスク管理機関が、継続的に収集する必要があると考えています。今後、評価の前提としたリスク管理措置が変更される場合は、その変更内容を踏まえ、リスク管理機関と連携した上で、対応を個別に検討すべきと考えます。</p> <p>【チェック体制の構築について】</p> <p>2-②でお答えしたとおりです。頂いた御意見は、リスク管理に関わる内容が含まれることから、リスク管理機</p>

<p>収集」ができなかったらどうなるのか？あるいはそもそも各国の管理や検査等がしっかり行われているかどうかやってチェックしていくのか。各国が「やったと報告」しただけでは不十分ではないか？という不安を解消することが必要ではないでしょうか？</p> <p>つまり前提条件が崩れた場合は、どの様なリスクがあるかもしっかり検証すべきではないでしょうか？</p> <p>少なくとも貴府が中心となって、具体的なチェック体制の構築をするよう関係省庁への指示徹底をお願いします。</p>	<p>関にお伝えいたします。</p>
---	--------------------

※頂いたものをそのまま掲載しています。